

## 「再商品化実施委託単価」並びに「分別収集計画量／再商品化計画量等」について

## ＜「再商品化実施委託単価」の推移＞

過去3年間の再商品化実施委託単価（税抜）の推移は、以下のとおりです。

（単位：円／トン）

		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ガラスびん	無色	4,300	4,300	4,600
	茶色	6,000	5,900	6,400
	その他の色	11,600	13,700	17,500
PETボトル		2,000	3,200	4,500
紙製容器包装		12,000	13,000	16,000
プラスチック製容器包装		46,000	49,000	51,000

## ＜「分別収集計画量と再商品化計画量等」の推移＞

第9期分別収集計画並びに再商品化計画等の推移は、以下のとおりです。

（単位：千トン）

品目		各種数値	第9期（令和2年度～6年度の5か年計画）				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ガラスびん	無色	分別収集計画量	285	282	280	278	276
		再商品化計画量	184	181	178	178	178
		特定事業者責任比率	95%	96%	—	—	—
		再商品化義務総量	174.80	173.76	—	—	—
	茶色	分別収集計画量	230	228	225	223	221
		再商品化計画量	156	152	149	148	147
		特定事業者責任比率	84%	86%	—	—	—
		再商品化義務総量	131.04	130.72	—	—	—
	その他の色	分別収集計画量	193	192	191	193	192
		再商品化計画量	123	132	131	131	131
		特定事業者責任比率	90%	93%	—	—	—
		再商品化義務総量	110.70	122.76	—	—	—
PETボトル	分別収集計画量	312	313	314	316	317	
	再商品化計画量	413	416	416	416	416	
	特定事業者責任比率	100%	100%	—	—	—	
	再商品化義務総量	312.00	313.00	—	—	—	
紙製容器包装	分別収集計画量	99	100	101	102	102	
	再商品化計画量	205	205	205	205	205	
	特定事業者責任比率	99%	99%	—	—	—	
	再商品化義務総量	29.70	29.70	—	—	—	
プラスチック製容器包装	分別収集計画量	726	726	728	727	726	
	再商品化計画量	1,016	1,014	1,016	1,016	1,020	
	特定事業者責任比率	99%	99%	—	—	—	
	再商品化義務総量	718.74	718.74	—	—	—	

注1) 網掛けのついている数値が分別収集計画量・再商品化計画量の「どちらか小さい方」となります。なお、分別収集計画及び再商品化計画は原則として3年に一度見直しが行われます。

注2) 紙製容器包装については、分別収集計画量から環境省が調査した市町村独自処理分（令和2年度、令和3年度は70千トン）を差し引いた量に特定事業者責任比率をかけたものが再商品化義務総量となります。